

三木市地域密着型サービス事業者
公募要項

令和4年7月
三木市

1 公募の趣旨

三木市では、「三木市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3年度～5年度)」に基づき、介護保険施設等の基盤整備を進めています。

本公募は、地域密着型サービスの充実に向け、質の高いサービスと適正な運営の確保を目的として、より良いサービス提供ができる事業者を公平・公正に選考するために行うものです。

2 公募する地域密着型サービス

公募するサービス種別、募集圏域及び募集事業者数は次のとおりです。

サービス種別	募集圏域	募集事業者数	開設年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	西部	1	R4または R5年度中
	南部	1	
看護小規模多機能型居宅介護	南部	1	



3 応募の資格及び要件

次の資格及び要件をすべて満たす者とします。

- (1) 応募時点で法人格を有していること。
- (2) 長期的に安定した事業運営ができること。
- (3) 資金計画及び事業計画に基づく確実な事業実施が見込まれること。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 県または市町村等の指導監査における指摘事項が改善済み、または法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。
- (6) 応募法人の代表者及び役員が、三木市暴力団排除条例(平成24年三木市条例第1号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 応募法人が社会福祉法人の場合は、低所得者の利用に配慮するため「社会福祉法人等利用者負担軽減制度」を実施すること。
- (10) 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅との併設である場合、囲い込みによる閉鎖的なサービス提供が行われることのないよう、地域の利用者を積極的に受け入れること。

4 土地、施設の要件

- (1) 施設整備計画等にあたっては、介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び市条例（三木市開発指導要綱、三木市建築行為等指導要綱、三木市環境保全条例など）等の各種法令を遵守するとともに、関係機関と十分に協議すること。
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）を満たすこと。
- (3) 整備予定地は、認可等が得られる見通しの用地で、事業者が所有のもの又は賃貸借契約による借用の場合は事業の安定的、継続的な運営を確保できる契約期間であり、用地が確実に確保できるもの。

※用地及び建物に抵当権又は根抵当権が設定されていないこと（ただし、法人

- の所有地で当該法人の事業に関わる借入金の担保になっている場合は除く)。
- (4) 整備予定地が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に該当しないこと。
 - (5) 事業着手前に整備予定地の近隣住民及び地域団体に対して、事業内容等について理解が得られるよう十分に説明を行うこと。

5 応募方法

- (1) 提出書類
別紙「提出書類一覧」のとおり
- (2) 受付期間
令和4年7月8日(金)～8月5日(金)(土日祝日は除く)
受付時間：午前9時～午後5時
- (3) 提出場所及び問い合わせ先
三木市役所 介護保険課 認定審査係
電話 0794(82)2000 内線2354
担当 片山・錦織
- (4) 提出方法
提出書類は、事前に連絡の上で、市介護保険課窓口(10部(正本1部、副本9部)持参してください。
- (5) 公募に関する質疑及び回答
内容について質問がある場合、次の要領により提出してください。
 - ① 受付期間：令和4年7月8日(金)～7月22日(金)
 - ② 受付方法：別紙「質問票」を電子メールにより提出してください。
 - ③ 回答方法：質問の回答は電子メールで行います。質問内容及び回答を三木市ホームページで公開する場合があります。
 - ④ 提出先：三木市健康福祉部介護保険課
(E-mail: kaigo@city.miki.lg.jp)
- (6) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届(様式10)を提出してください。

6 事業者の選定

- (1) 審査の方法
 - ① 第一次審査では、応募資格及び法定基準に適合しているか否かの書類審査を行います。
 - ② 第二次審査では、応募者によるプレゼンテーションの後、選考委員によるヒアリングを実施します。(応募者の出席は3名以内とし、説明時間は1

事業者につき25分以内とします)

- ③ 選定基準は、別紙「三木市地域密着型サービス事業者公募審査基準表」のとおりとします。

なお、審査の結果、得点が審査基準の6割に満たない時は、選定事業者なしとする場合があります。

(2) 選定結果

選定結果は、文書により通知するとともに、選定事業者を三木市ホームページで公表します。

7 スケジュール

時 期	内 容
令和4年7月8日(金)	公募開始
令和4年7月8日(金) ～7月22日(金)	質問受付
令和4年8月5日(金)	応募締め切り
令和4年8月中旬	第一次審査(書類審査)
令和4年8月中旬～8月下旬	第一次審査結果通知
令和4年8月下旬～9月上旬	第二次審査(プレゼンテーション)
令和4年9月中旬	第二次審査結果通知、選定事業者の公表
令和4年11月～	事業所指定手続き、開設準備

8 補助金について

三木市地域介護拠点整備費補助金交付要綱及び三木市定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業補助金交付要綱に基づき予算の範囲で次の経費を補助します。

補助種目	サービス種別	補助の区分上限額	内容
地域密着型サービス等の整備費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,940千円	事業所整備の際に必要な工事費等
	看護小規模多機能型居宅介護	33,600千円	
介護施設等の施設開設準備	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14,000千円	事業所開設の際に必要な初度経費(備品購入費、開設前6ヵ月間の介護、看護職員を訓練等のため雇用する経費、職員募集経費、開設のための普及啓発経費など)
	看護小規模多機能型居宅介護	839千円×宿泊定員数	
定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業 (人件費助成事業)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	【補助基準額】 ・単独事業所 11,448千円 ・特養、老健併設 10,494千円 ・サ高住、有料併設 5,724千円	「補助対象経費」と「補助基準額」を比較しいずれか低い額 【補助対象経費】 月末時点の利用者数が21人未満の月に支出した人件費から定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る介護報酬収入及び利用者収入を差し引いた額の合計額(補助対象期間：最大12ヵ月)
定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業 (賃借料助成事業)		【補助基準額】 2,520千円	開設に必要な事務所に係る賃借料(ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に必要な部分に限る。)の2/3(補助対象期間：最大36ヵ月)

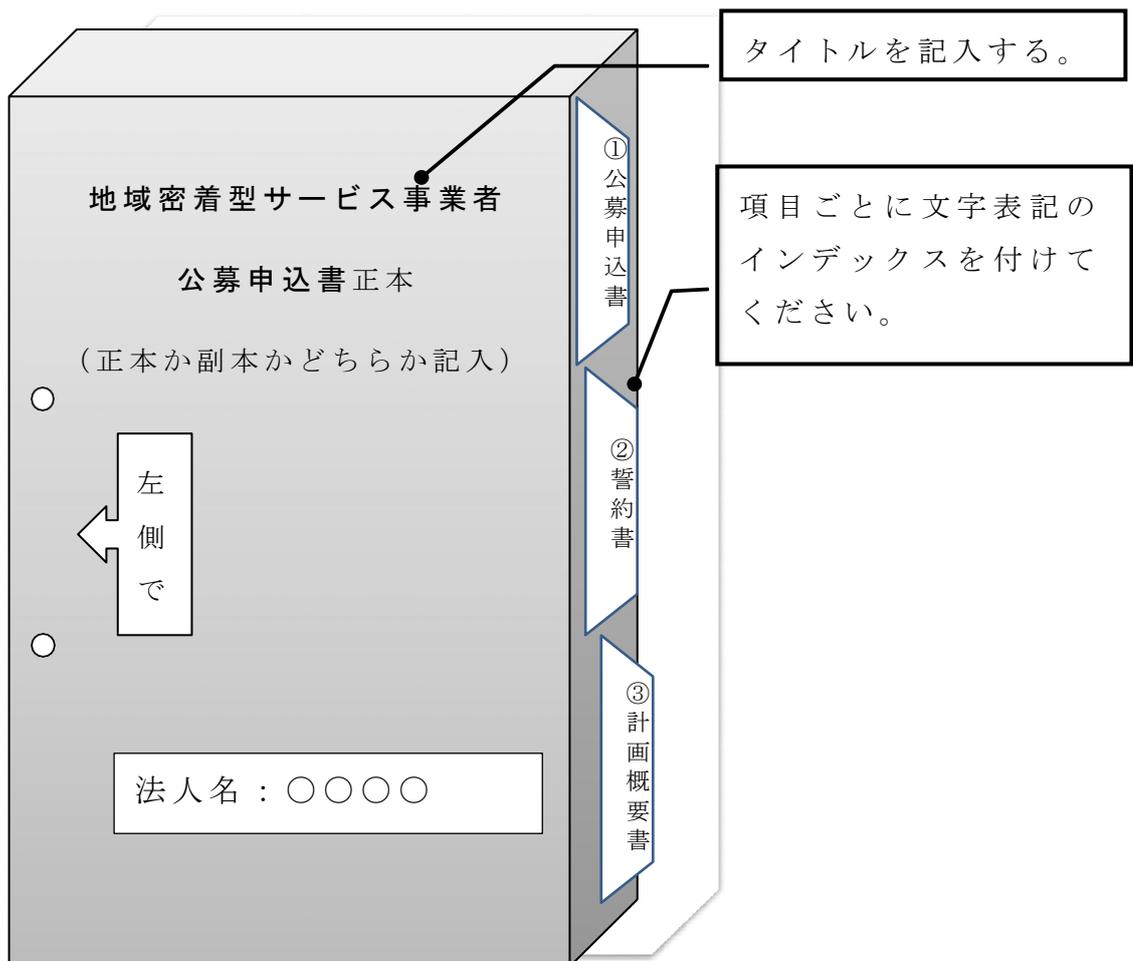
※補助金を活用する場合、事業の着手時期は補助金の内示後になりますのでご注意ください。なお、協議・予算措置の状況によっては、補助金の交付が受けられない

場合や減額の場合もありますのでご了承ください。補助金の交付は、事業終了後の精算払いとなります(定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業については年度ごとの精算払い)。

9 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、次のとおり整えてください。

- (1) 書類は原則としてA4縦で作成してください(A3折込み可)。
- (2) 「提出書類一覧」の項目順に並べ、各書類下部中央にページ番号をつけてください。また項目ごとにインデックスを付けてください。
- (3) 紙ファイル等の表紙に、「地域密着型サービス事業者公募申込書」「正本」か「副本」、法人名を記入してください。



10 注意事項

- (1) 事業開始までに市と協議の上、提案された事業の内容等を一部変更していただく場合があります。
- (2) 事業者として選定された場合であっても、指定を確定したものではありません。
- (3) 提出資料については、返却しません。
- (4) 他の応募法人の整備計画の内容に関する問い合わせについては、一切応じません。
- (5) 提出資料の作成に係る費用は、応募法人の負担とします。
- (6) 本整備計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募法人の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また、求償権等の行使についても同様です。
- (7) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、選定を取り消す場合があります。
- (8) 市で受理した書類は公文書となるため、三木市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合があります。